

新市まちづくり計画

【原案・概要版】

地域力が奏でる都市力の創出を理念として
市民が創り 市民が育む 交流躍動都市をめざします

はじめに.....	P1		
合併協議の経過.....	P1		
合併協議項目.....	P3		
計画策定の経過.....	P4		
計画の概要.....	P5		
1 まちづくりの課題と合併の必要性.....	P 5	6	基本計画・まちづくり事業計画..... P15
2 新市の概況と主要指標.....	P 7	7	新市における県事業の推進..... P27
3 新市まちづくりの基本方針.....	P 9	8	財政計画..... P28
4 公共施設の基本的な考え方.....	P11	9	市町村合併の克服課題..... P29
5 新市一体化躍動プラン.....	P13		

川薩地区法定合併協議会

はじめに

21世紀を迎え、少子・高齢社会が本格的に到来し、高度情報化や国際化の一層の進展、住民の価値観や生活様式の変化などによる住民ニーズの多様化・高度化がますます進むものと予想され、自己決定・自己責任を基本とする地方分権を踏まえた行政施策の展開が必要となっています。また、近年、交通や情報・通信手段の発達により、住民の日常生活圏は行政区域を越えて一層拡大しており、介護保険、環境問題など隣接する市町村が協力し合いながら共同で取り組まなければならない広域的な行政課題も多くなっています。

このような中で、市町村合併は緊急を要する全国的な大きな行政課題となっており、財政優遇措置等が盛り込まれている合併特例法は平成17年(2005年)3月31日までの時限法であることを考慮するとき、川薩地区においても早急に取り組まなければならない課題と考えられます。

市町村合併は、21世紀の市町村が住民に対する総合サービス機関として効率的に機能し、地方の時代を実現するためには極めて有効な手段であるといわれており、住民の皆さんと一緒にあった真剣な議論が必要になります。

そのため、川内市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町・里村・上甑村・下甑村・鹿島村の1市4町4村が、どのような新市を建設していくか、また、合併して新市が誕生した場合に、どのようなまちづくりが可能となるのかなどを明確にするため「新市まちづくり計画」(以下、「本計画」という。)を策定しました。

合併協議の経過

1. 合併協議準備～川西薩地区任意合併協議会

年月日	事項	内容
平成13年 2月～11月	「市町村合併に関する情報交換会」 開催(第1回～3回)	2市8町4村会議(川内市、串木野市、薩摩郡7町4村、市来町)の 助役、主管部課長
平成14年 3月26日	2市4町4村首長会議 「合併問題勉強会」設置(課長級職員)	川内市、串木野市、樋脇町、入来町、東郷町、市来町、里村、上甑村、 下甑村、鹿島村(2市4町4村)で構成
8月16日	(仮称)川西薩地区任意合併協議会設立 準備会の発足	川内市、串木野市、樋脇町、入来町、東郷町、里村、上甑村、下甑村、 鹿島村(2市3町4村)で構成
9月10日	祁答院町から協議会準備会への参 加申入れ	
10月7日	川西薩地区任意合併協議会の発足	川内市、串木野市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甑 村、下甑村、鹿島村(2市4町4村)で構成
11月25日	新市将来構想アンケート調査 (12月6日まで)	まちづくり調査(無作為抽出5450世帯対象、回収率34.2%) コミュニティ調査(地区自治組織代表者71名対象、回収率83.1%)
12月15日	合併講演会(串木野市)	講師 兵庫県篠山市まちづくり推進課長
12月25日	第4回任意合併協議会	任意合併協議会解散

会議開催回数

協議会4回、幹事会3回、専門部会[9部会]55回、作業説明会12回、調査研究プロジェクトチーム(政策チーム5回/財政チーム5回/コミュニティチーム5回/組織チーム5回)20回

2. 川西薩地区法定合併協議会

年月日	事項	内容
12月25日	川西薩地区法定合併協議会の発足 第1回法定合併協議会	川内市、串木野市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甌村、鹿島村(2市4町3村)で構成
12月26日	住民・市町村職員からのまちづくりに対する意見募集	1月31日まで(572件の意見・アイデア)
平成15年 1月10日	まちづくりフォーラム発足	住民代表45名で構成し、協議会に対し新市のまちづくりについての提言を行う組織
1月14日	第2回法定合併協議会	事務事業一元化調整方針、新市まちづくり計画の策定方針、新市名称候補選定小委員会設置規程等の決定
2月13日	第3回法定合併協議会	新市名称の公募方法等の決定
3月28日	第4回法定合併協議会	合併協定項目、合併の方式、合併の期日、新市の事務所の位置等の決定、まちづくりフォーラムから提言の提出
4月1日	新市名称公募開始(5月31日まで)	1,598件、680種類の応募
4月7日	第6回市町村長調整会	串木野市長川西薩地区からの離脱意向表明
5月11日	まちづくりフォーラム提言報告会(東郷町)	フォーラム委員による提言報告・パネルディスカッション
5月14日	第5回法定合併協議会	
6月2日	第6回法定合併協議会	条例・規則等の取扱い、電算システム事業の取り扱い等についての決定
6月14日	第10回市町村長調整会	下甌村長・議会議長から川西薩地区法定合併協議会へ文書で参加申入れ
6月26日	第7回法定合併協議会	新市まちづくり計画原案提案
7月10日	第8回法定合併協議会(休止)	活動休止(先行協議・復元方式の採用)

会議開催回数

協議会8回、幹事会9回、市町村長調整会11回、新市名称小委員会3回、専門部会[9部会]55回、分科会[45分科会]257回プロジェクト会議6回、ワーキング会議(政策部会8回/財政部会8回/コミュニティ部会5回/組織部会5回)26回、まちづくりフォーラム7回

3. 川薩地区法定合併協議会

8月12日現在

年月日	事項	内容
6月28日	(仮称)川薩地区法定合併協議会設置準備会	川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甌村、下甌村、鹿島村(1市4町4村)で構成
7月10日	川薩地区法定協議会の発足 第1回協議会	事務一元化調整方針合併協定項目、新市まちづくり計画の策定方針、合併の方式、期日、新市の事務所の位置等の承認
7月24日	第2回協議会	条例・規則等の取扱い、電算システム事業の取り扱い等についての承認
8月12日	第3回協議会	新市まちづくり計画原案の提案
8月17日	まちづくり広聴会(9月13日まで52会場)	新市まちづくり計画原案の説明・意見聴取
[以下、予定]		
8月28日	第4回協議会	
9月11日	第5回協議会	
12月	合併協議終了	合併協定書案作成
平成16年1月	(市町村別)住民説明会	合併協定案の内容説明
2月	合併協定の調印	
3月	市町村議会議決	廃置分合申請議案等審議
6月	県議会議決	
	県知事の決定	
	総務大臣への届出	
	総務大臣の告示	
10月12日	新市誕生(合併)	

合併協議項目

自治体の存立に関わる基本的な事項		主な協議内容
1	1 合併の方式	新設合併（対等合併）
2	2 合併の期日	平成16年10月12日目標
3	3 新市の名称	
4	4 新市の事務所の位置	合併時点の本庁は現在の川内市役所、他町村役場は支所として存続
事務事業の一元化に関わる事項		
5	5 財産の取扱い	土地、建物等の公有財産、公共施設
6	6 議会議員の定数及び任期の取扱い	議員の定数、任期・特例措置
7	7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	農業委員の定数、任期・特例措置
8	8 地方税の取扱い	市町村民税、固定資産税等の税率、納期の取扱い・不均一課税
9	9 一般職の職員の身分の取扱い	職員の任用、給与等の取扱い
10	10 特別職の身分の取扱い	常勤特別職<市町村長、助役、収入役、教育長>非常勤特別職<教育委員、選挙管理委員等>
11	11 条例、規則等の取扱い	各市町村の条例、規則
12	12 事務組織及び機構の取扱い	役所の組織や機構
13	13 一部事務組合等の取扱い	川内地区消防組合、西薩衛生処理組合、甌島衛生管理組合、串木野極脇清掃組合、川薩地区介護保険組合、上甌島バス企業団、祁答院地区消防組合、薩摩郡東部衛生処理組合等
14	14 使用料、手数料等の取扱い	各種施設使用料、証明手数料など
15	15 公共的団体等の取扱い	社会福祉協議会、商工会、観光協会、第三セクターなど
16	16 補助金、交付金等の取扱い	各種団体等への補助金など
17	17 町名・字名の取扱い	同一町・字名等の調整
18	18 慣行の取扱い	市町村章、憲章、歌、花木など
19	19 国民健康保険事業の取扱い	保険税、納期、国保事業、老人保健事業など
20	20 介護保険事業の取扱い	保険料、納期、介護保険事業など
21	21 消防団の取扱い	組織、定員、任期など
22	22 自治会・行政連絡機構の取扱い	自治会制度など
	23 各種事務事業の取扱い	
23	-1 男女共同参画事業	男女共同参画事業の調整
24	-2 姉妹都市・国際交流事業	姉妹都市、国際交流、海外派遣制度など
25	-3 電算システム事業	各種行政電算システム及び地域情報ネットワークなど
26	-4 広報広聴関係事業	広報紙、HP、広聴事業など
27	-5 消防防災関係事業	地域防災計画、水防計画など
28	-6 交通関係事業	公共交通機関、巡回バス、海上交通など
29	-7 窓口業務	各種証明、住民票等の発行など
30	-8 保健衛生事業	各種保健事業、診療所、し尿処理、火葬場など
31	-9 環境衛生事業	各種環境事業、ごみ処理など
32	-10 障害者福祉事業	重度心身障害者医療費助成などの各種障害者福祉制度
33	-11 高齢者福祉事業	敬老年金、デイサービス事業などの各種高齢者福祉制度
34	-12 児童福祉事業	保育園、少子化施策などの各種児童福祉制度
35	-13 生活保護事業	生活保護関係事務
36	-14 その他の福祉事業	国民年金業務など
37	-15 農林水産関係事業	農業、畜産、林業、水産業、港湾などの各種事務事業
38	-16 商工・観光関係事業	商工業、観光、イベント、宿泊施設などの各種事務事業
39	-17 建設関係事業	市町村道、公営住宅、都市計画などの各種事務事業
40	-18 上・下水道事業	上水道料金、下水道料金、温泉管理などの各種事務事業
41	-19 学校教育事業	通学区域、就学費、学校給食などの各種事務事業
42	-20 コミュニティ施策	自治公民館、地区、校区の運営などの施策
43	-21 社会教育事業	生涯学習、社会体育、文化振興、郷土芸能などの各種事務事業
44	-22 情報公開制度	情報公開制度
45	-23 その他事業	財政、会計、契約、監査、選挙、地籍調査等に係る各事務事業
新市建設計画に係る事項		
46	24 新市まちづくり計画	新市のまちづくり計画

計画策定の経過

1. 新市まちづくり計画とは

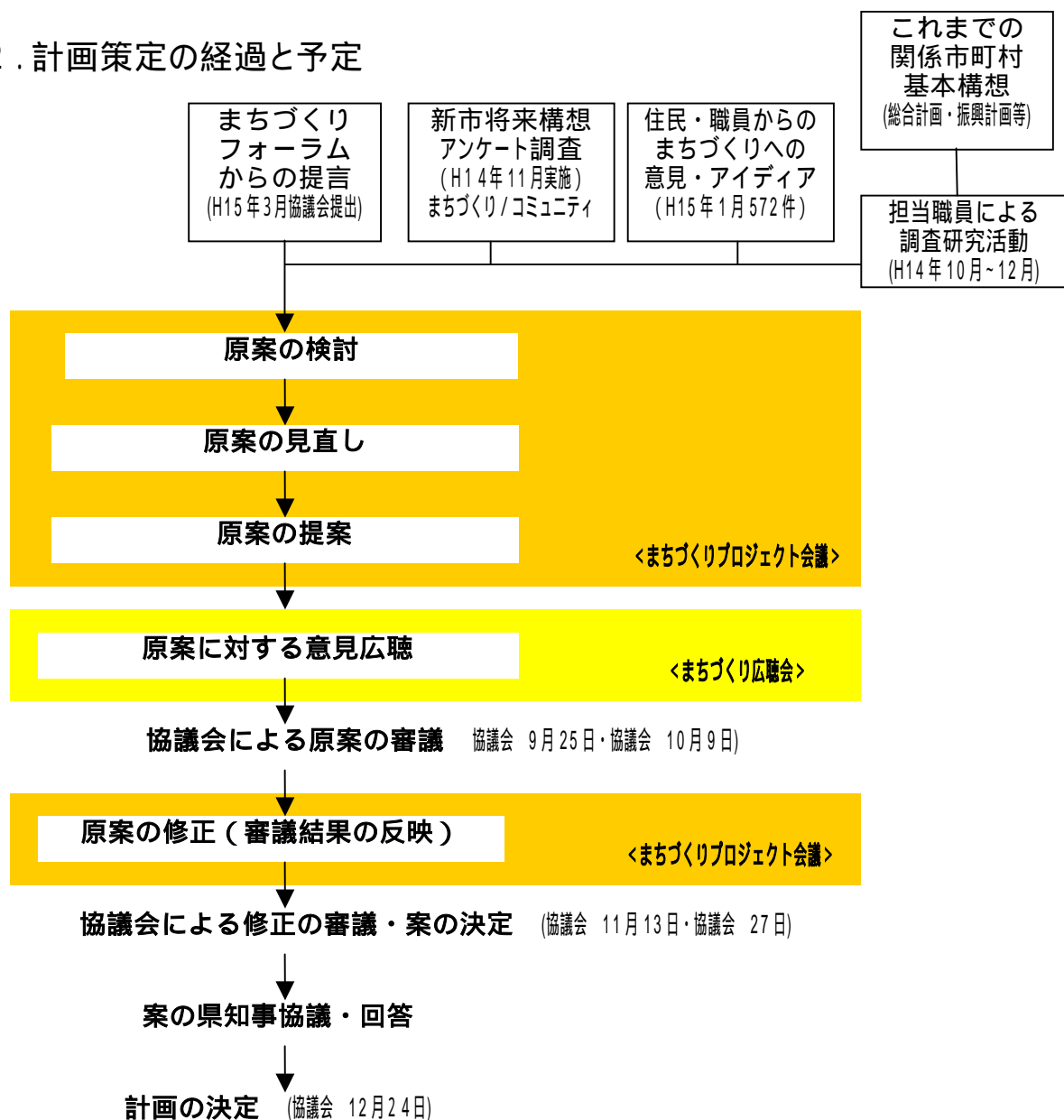
本計画は、市町村の合併の特例に関する法律に基づき、1市4町4村の合併後の新市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的とし、本計画を実現することにより、関係市町村の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を図ろうとするものです。

計画の構成は、新市を建設していくための「基本方針」及びこれを実現するための「基本計画」、「まちづくり事業計画」、「公共施設の基本的考え方」及び「財政計画」を中心として構成されています。

計画の期間は、合併年度(平成16年10月12日の目標)及びその後の10年間(平成26年度)とします。

合併前の関係市町村の基本構想(総合計画・総合開発計画・総合振興計画等)は、今日までの各市町村のまちづくりの方向性を示すものであるため、合併後に向けても特色のある地域づくりや事業の継続性等を考慮し、本計画は、その整合性を確保したものとなっています。

2. 計画策定の経過と予定



計画の概要

1 まちづくりの課題と合併の必要性

1. 地方分権

現 状

- ・平成12年4月「地方分権一括法」の施行に伴い、自治体による政策判断、政策遂行における役割と自己責任能力の重要性、地域住民の自己決定権の拡充が求められています。

課 題

- ・市の自己責任能力の違いが、地域の行政サービスの差や地域の活力などに直接的に影響することが予想されます。
- ・様々な権限移譲に伴ない市の事務量が増加し、一層主体的に行政運営に取り組むことが必要となり、今まで以上に職員の政策形成能力が重要になってきます。

課題解決の方向

- ・合併によって地方分権に対する適切な受皿づくり（財政基盤強化・行政機構強化）を進め、組織自体の強化を図る必要があります。

2. 少子・高齢化

現 状

- ・本県の高齢化率は22.6%で全国よりもかなり早いテンポで高齢化が進んでおり、中でも新市の高齢化率は24.3%と本県平均より高くなっています。
- ・出生率は長期的な低下傾向が続いており、少子化の傾向が強まっています。

課 題

- ・若年層の働き手の減少により経済活力が低下、保険・年金の収入減・支出増によりこれらの財源の悪化、福祉関連事業への行政負担が増大、地区コミュニティ活動の衰退などがあげられます。
- ・国全体の人口の増加が見込まれないため、新市の活力を高める定住施策が重要になってきます。

課題解決の方向

- ・高齢化に伴う財政負担に対応できる効率的な行財政運営を図ることが重要です。
- ・市民一人ひとりが、自分の住む地区あるいは新市の活動に取組み、一人暮らしの高齢者に対する施策や青少年の育成など相互扶助による地区の活性化に向けた体制づくりの必要があります。
- ・人口の流入を促進し、若年層の定着を図り、新市の活力を高め、県内だけでなく全国的な都市間の競争に勝ち残るための戦略的な対応を図る必要があります。

3. 地方拠点都市としての将来

現 状

- ・ 交通・情報技術の発達や経済活動の進展に伴い、市民の日常生活圏は市町村の区域をはるかに越えて拡大しています。
- ・ 新市は、人口や産業経済、文化面、県勢から見て南九州の拠点都市ですが、県土の均衡ある発展のため中核的な役割を担っています。
- ・ 九州新幹線及び南九州西回り自動車道インターチェンジ（IC）の供用開始による新市への社会的・経済的インパクト、交流人口の増大、通勤圏の拡大などが期待されます。

課 題

- ・ 将来の都市間競争の激化に適切な対応をしていくためには、都市規模を拡大してスケールメリット（規模を大きくして得られる利益）を活用し、その競争力を強化することが必要であり、地域一体的なまちづくりや、合併による財政基盤の強化が不可欠となります。
- ・ 交通渋滞を抑制するために、道路整備などの新たな投資をする必要が生じています。

課題解決の方向

- ・ 可能な限りの高い目標を掲げて、全体的なまちづくりを進め、自然・伝統・文化などの地域資源を活かしながら都市規模の拡大による相乗効果を導き出し、市民や市内の事業者の活力を生み出す必要があります。
- ・ 合併により実現する行財政運営の効率性の向上を文化的活動や福祉活動に還元し、市民生活を一層暮らしやすくさせる必要があります。

4. 広域行政

現 状

- ・ 関係市町村では、業務の効率化・経費の節減を図る目的として、必要に応じた介護保険、ごみ・し尿処理、消防等に関する広域的な事務の共同処理が行われています。

課 題

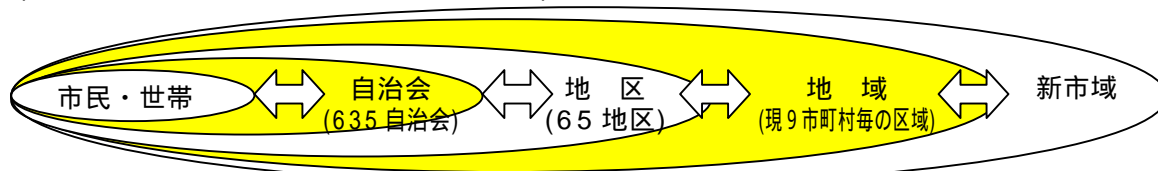
- ・ 川内市及び甕島区域における一般廃棄物最終処分場等の整備が 10 年以内に必要となってきました。
- ・ 地方分権に伴う国・県からの権限移譲をはじめとする、新たな事務事業の制度化により、一つの自治体では対応が困難な広域化・高度化した行政課題が生じています。

課題解決の方向

- ・ 日常生活圏の拡大や地方分権の推進を踏まえて、周辺自治体の実情に応じた役割分担と連携・協力体制の強化により、行政の効率化を進め、質の高い行政サービスの提供や地域特性を活かした個性ある圏域づくりを推進する必要があります。

地域・地区のイメージ

本計画では、市域を小エリアの自治会区域、中エリアの地区（現小学校区・地区）、大エリアの地域（現市町村域）と設定しています。（校区又は地区という呼称は、「地区」で統一してあります）平成 15 年 7 月 10 日現在



2 新市の概況と主要指標

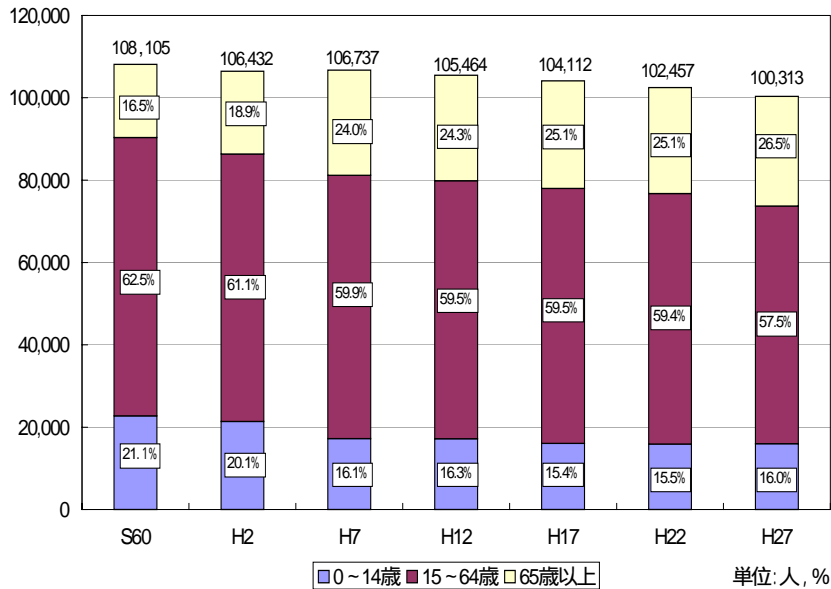
1. 面積 683.39 km²

2. 人口

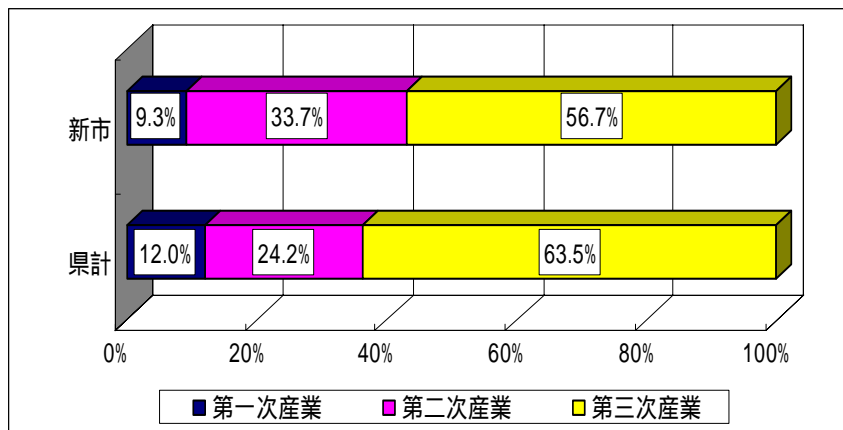
・現 状 105,464 人 (平成 12 年国勢調査)

・将来人口 102,457 人 (平成 22 年の推計)

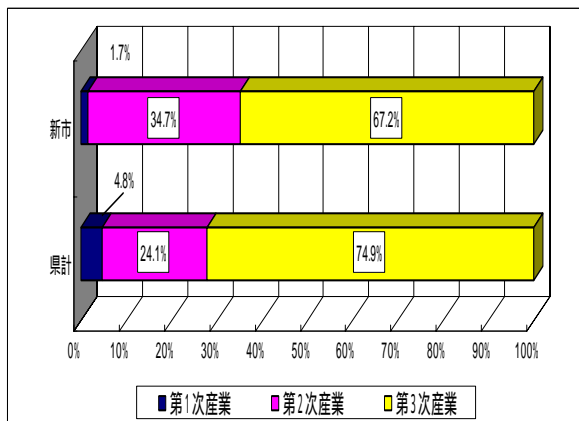
図表：新市の総人口の推移



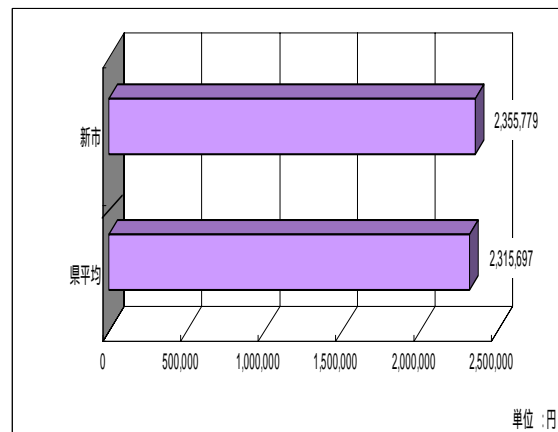
産業別就業人口 平成 12 年度国勢調査結果



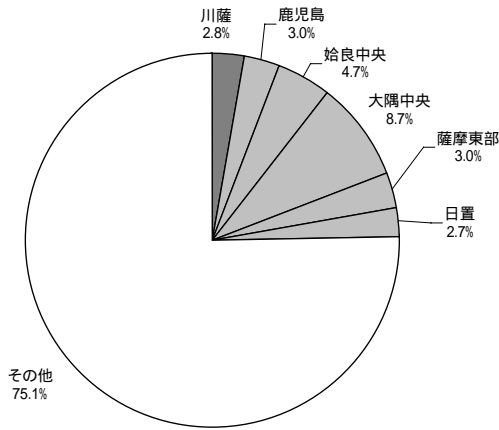
新市純生産額割合



人口 1 人当たり市民所得

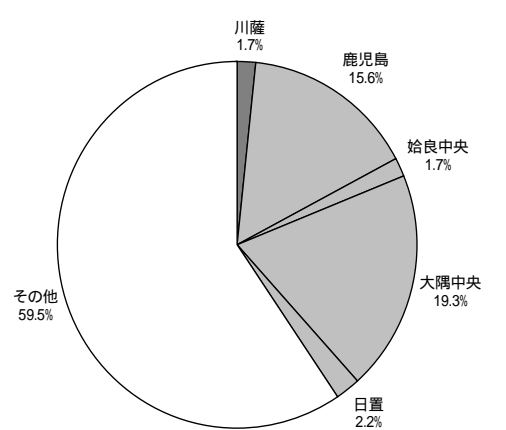


農業粗生産額の県内占有率



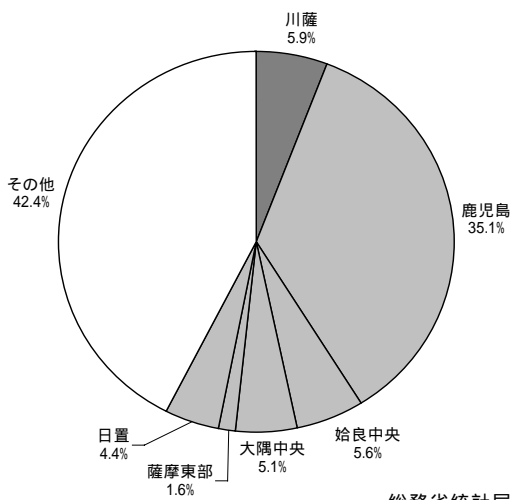
第48次鹿児島農林水産統計年報(平成12年度)

水産業漁獲高の県内占有率



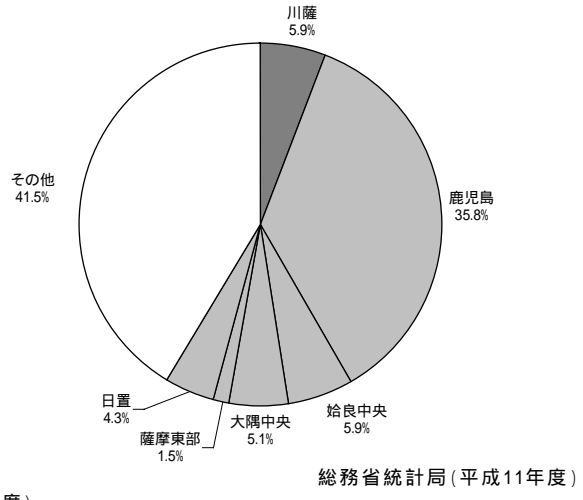
平成10年漁業センサス

民営総事業所数の県内占有率



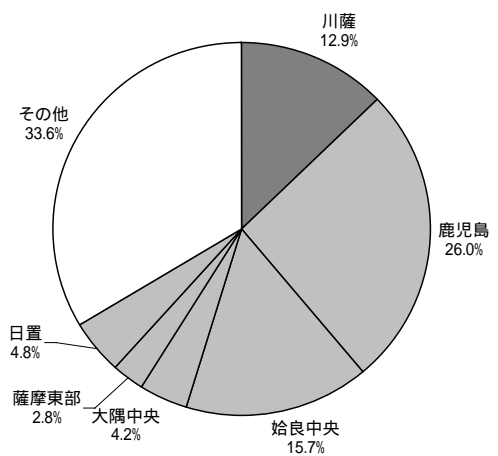
総務省統計局(平成11年度)

サービス業事業所数(民営)の県内占有率



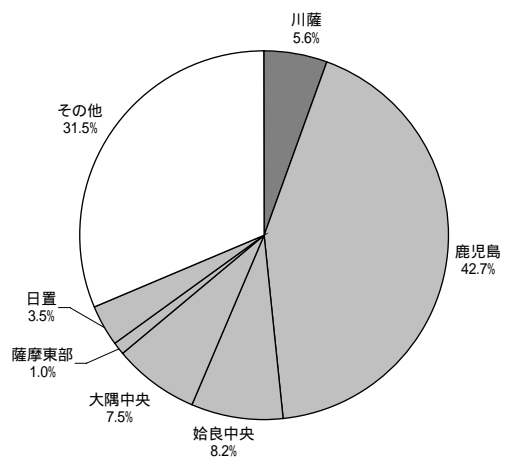
総務省統計局(平成11年度)

工業製造品年間出荷額等の県内占有率



経済産業省経済産業政策局(平成11年度)

新設着工住宅戸数の県内占有率



国土交通省総合政策局(平成13年度)

3 新市まちづくりの基本方針

1. 新市まちづくりの基本理念 (まちづくりの基本的姿勢)

「“地域力”が奏でる“都市力”の創出」

それぞれの地域やコミュニティの特性を活かしながら 10 万人都市のポテンシャル(潜在力)を最大限に発揮し、これらのネットワーク化により新しい価値を創造していきます。

<視点>

「地域力」を育み新しい地域創造をめざす
市民参画によるまちづくりを進める

「都市力」を最大限に発揮する
行財政運営の効率化を進める

2. 新市がめざす将来都市像

「市民が創り 市民が育む 交流躍動都市」

自然や歴史文化的な資源と人々の営みというような「地域力」を育てながら「都市力」を発揮する新しいまちづくりを実践する主体は市民です。また、この「地域力」は、市民の一人ひとりが、あるいは地区コミュニティがお互いの信頼関係を築きながら共有できるビジョン(将来像)を描き、その実現に向かって協働し、南九州の拠点都市として、また、県都鹿児島市の隣接都市として、新市の持つ「多彩な特性と基盤の蓄積」を最大限に活かし、それぞれのポテンシャル(潜在力)をさらに向上させるとともに、互いの連携を強くすることにより相乗効果を高め、自立性の高い都市をめざします。

3. 新市まちづくりの基本方針 (将来都市像実現に向けた7つの政策)

新市における速やかな一体化を促進し、地域の発展と市民福祉の向上を図るとともに、南九州の拠点都市としてふさわしいまちづくりの総合的かつ計画的な推進を図るために、「コミュニティ」、「保健福祉」、「教育文化」、「生活環境」、「産業振興」、「社会基盤」、「市民参画」の7つの分野の基本方針を定めます。

- 1 コミュニティを活かし地域力を育むまちづくり (コミュニティ)
- 2 健康でともに支え合うまちづくり (保健福祉)
- 3 地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり (教育文化)
- 4 誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり (生活環境)
- 5 地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり (産業振興)
- 6 都市力を創生するまちづくり (社会基盤)
- 7 みんなで進める市民参画のまちづくり (市民参画)

4. 新市の都市構造

ゾーンごとの振興方向

- ・都市ゾーン 「にぎわいと活力に満ちた、風格のある市街地の形成」
- ・田園文化ゾーン 「水と緑に抱かれた、美しく趣のある田園地帯の形成」
- ・海洋ゾーン 「水産業の安定的な発展と海洋性の観光レクリエーションゾーンの形成」

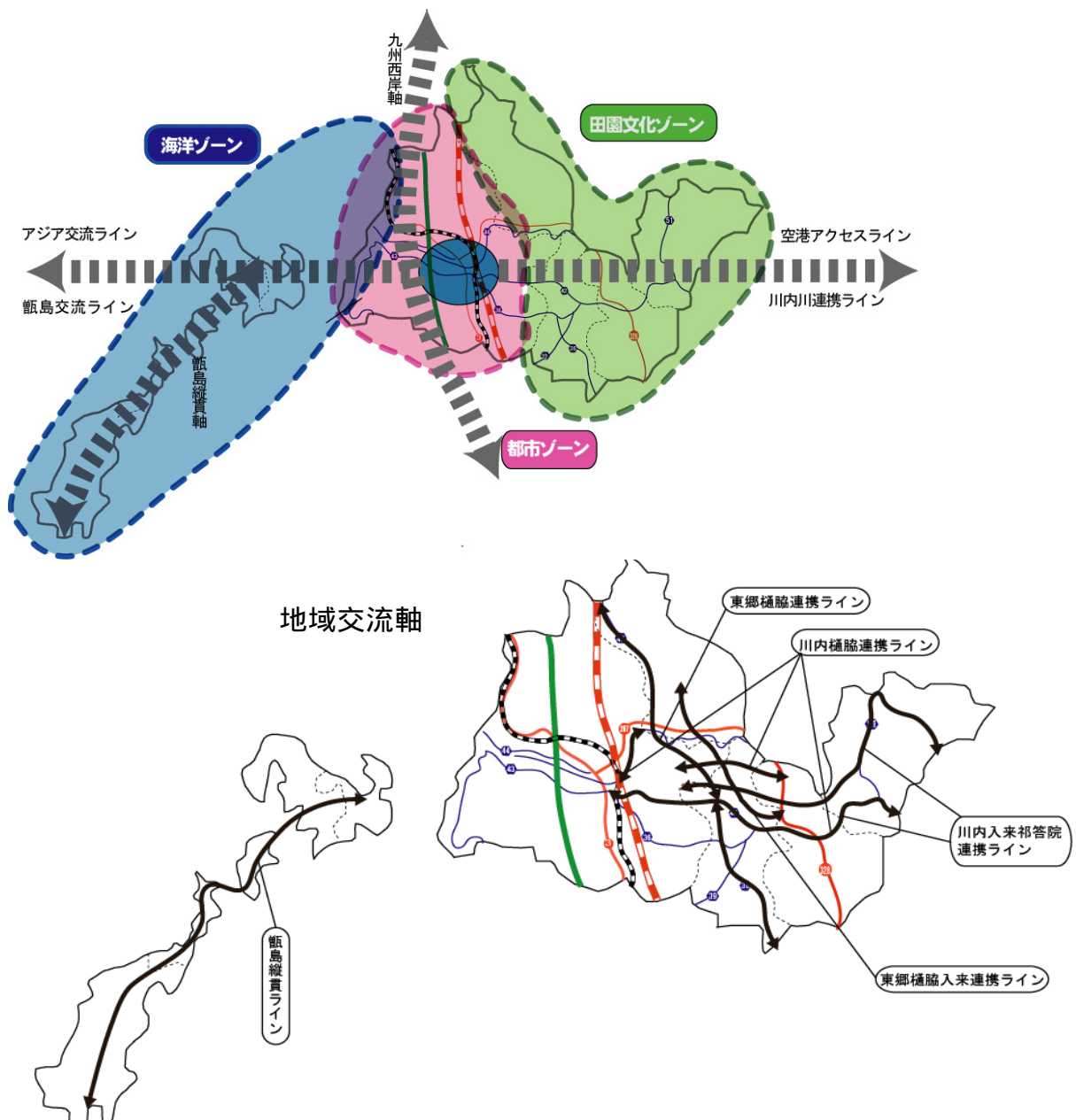
交流・連携軸

- ・九州西岸軸 (南九州西回り自動車道・国道3号・国道328号・九州新幹線・肥薩おれんじ鉄道)
- ・新市東西軸 (甌島交流ライン・川内川連携ライン・空港アクセスライン・アジア交流ライン)
- ・地域交流軸 (川内樋脇連携ライン・川内入来祁答院連携ライン・東郷樋脇連携ライン・東郷樋脇入来連携ライン・甌島縦貫ライン)

土地利用の基本的な考え方

新市においては将来のまちづくりを見据え、総合的・長期的な観点から土地利用を図ります。

都市構造のイメージ



4 公共施設の基本的な考え方

公共施設の整備については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう既存施設の有効利用を図りつつ、これまでの実績を踏まえ地域の特性やバランス、利便性などにも十分配慮し、及び財政事情を考慮したうえで、計画的に進めていくことを基本とします。また、公共施設の整備・管理について、管理公社への委託や民間事業者やボランティア、各種団体との連携を図りながらの民間活力の積極的な導入を図るとともにP F I.の導入について研究を行います。

「本庁」については、新庁舎建設までの間は合併前の川内市役所（川内市神田町3番22号）とし、従前の樋脇町役場、入来町役場、東郷町役場、祁答院町役場、里村役場、上甕村役場、下甕村役場、鹿島村役場は、各種窓口業務機能だけでなく従来の町村役場とほぼ同等の機能を有する総合的な業務を行う「支所」として、市民サービスの向上を図るよう必要な機能の整備・充実を図ります。

また、将来の新庁舎の建設については、新市成立後、交通の事情、他の官公署との関係など、住民の利便性を考慮し、研究するものとします。

なお、合併前の祁答院町黒木支所、藺牟田支所、樋脇町市比野出張所は、「出張所」として、市民サービスコーナー（合併前の川内市）は、引き続き「市民サービスコーナー」（大小路サービスコーナー）として配置するとともに、住民基本台帳ネットワークシステムが稼動することから市民がどこでも住民基本台帳カードにより住民票等の交付を24時間受けられる自動交付機の設置を進めます。

その他の類似公共施設については、その呼称を市民がわかりやすいよう統一し、かつ、新市の一体感の醸成と広報時等の利便性向上を図ります。

なお、既存施設に愛称等がつけられている場合は、施設名の後に引き続き、使用するものとします。

P F Iとは・・・

プライベート-ファイナンス-イニシアチブの略称である。これまでの公的部門による社会資本の整備・運営に民間資本や経営ノウハウを導入し、民間主体で効率化を図ろうという政策手法のこと。

「市民サービスコーナー」とは・・・

住民票の交付など簡易的な窓口で、合併前の川内市中央公民館内に設置してある。

公共施設呼称(類似施設)

	施設区分	新たな施設名称	合併前の施設名称	備考
1	清掃施設	クリーンセンター	川内市クリーンセンター 上甑島クリーンセンター 下甑村清掃センター 鹿島村ごみ焼却場	一部事務組合等の協議によってはこの限りではない。
2	火葬施設	葬斎場	川内市葬斎場 甑島衛生管理組合火葬場(里) 平良火葬場 下甑村火葬場 鹿島村葬斎場	一部事務組合等の協議によってはこの限りではない。
3	し尿処理施設	環境センター	西薩環境センター 下甑村し尿処理場	有人施設
4	下水道処理施設	浄化センター	川内市宮里処理場 中甑中野浄化センター 片野浦処理施設 鹿島村地域し尿処理施設	有人施設
5	幼稚園施設	幼稚園	(各市町村立) 幼稚園 小学校附属幼稚園	
6	保育所施設	保育園	川内市立保育所 里村へき地保育所	
7	健康保健増進等施設	保健センター 現市町村名に「保健センター」を続ける。 例: 東郷町保健センター 東郷保健センター	保健センター(川内・入来・東郷・祁答院・上甑) 保健福祉センター(樋脇) 健康管理センター(下甑)	すこやかふれあいプラザ等の呼称は施設名に続き使用できる。
8	主な老人福祉施設	高齢者福祉センター 現市町村名に「高齢者福祉センター」を続ける。	入来町高齢者福祉センター 里村高齢者生活福祉センター 上甑村老人福祉センター 下甑村高齢者生活福祉センター 鹿島村高齢者生活福祉センター	
9	診療所	診療所	診療所(川内・祁答院・里・上甑・下甑・鹿島)	
10	総合運動公園	総合運動公園	総合運動公園(川内・樋脇・上甑) 総合体育施設(東郷)	
11	その他体育施設	現市町村名に体育施設名を続ける。 例: 上甑村立体育館 上甑体育館	総合体育館/体育センター/武道館/弓道場/庭球場/運動公園/グラウンド/プール/B&G海洋センター/ゲートボール場等	サンアリーナせんだい等の呼称は施設名に続き使用できる。
12	主な勤労者福祉施設	勤労者福祉センター 青少年ホーム 共同福祉施設	入来勤労者福祉センター 川内市勤労者青年ホーム 東郷共同福祉施設 祁答院共同福祉施設	
13	給食施設	給食センター	給食センター(川内・樋脇・入来) 共同調理場(東郷・里・上甑・下甑・鹿島)	
14	ホール施設	文化ホール	川内市民会館 入来町文化ホール	
15	中央公民館	生涯学習センター 現市町村名に「生涯学習センター」を続ける。 例: 樋脇町中央公民館 樋脇生涯学習センター	中央公民館等	
16	郷土資料施設	郷土館	郷土館(樋脇・入来) 郷土資料館(上甑) 歴史民俗資料館(下甑)	川内市歴史資料館は除く。
17	(地区・校区)公民館	地区コミュニティセンター 現地区名に「地区コミュニティセンター」を続ける。	地区公民館・校区公民館・自治公民館・コミュニティセンター・集会所・地区集会所等	

上記施設は関係市町村施設のうち主なものであり、同類で異なる呼称のものを列挙してあります。
一部事務組合施設については便宜的に新市施設として列挙してありますが、今後事務組合等との協議により検討されるものです。

5 新市一体化躍動プラン

まちづくりの7つの「基本方針」に基づき、将来都市像の実現と新市の9地域の速やかな一体化に向けた施策を「新市一体化躍動プラン」として定め、重点的かつ戦略的に取り組みます。なお、この「新市一体化躍動プラン」は、「基本方針」の7つの分野体系を横断した3つのプロジェクトからなります。

計画上の位置付け

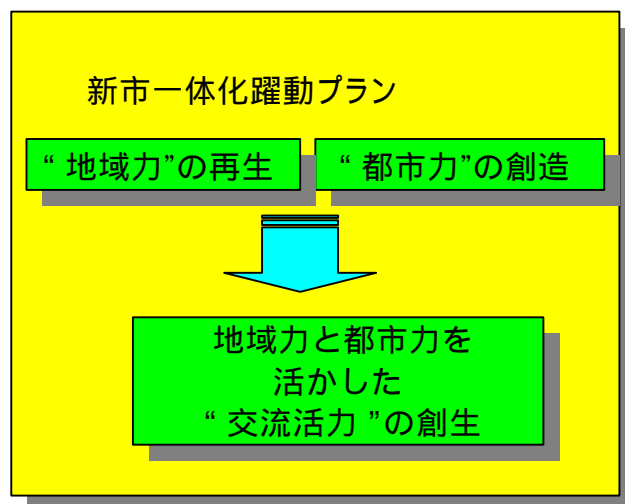
基本理念

将来都市像

基本方針

新市一体化躍動プラン
(重点的かつ戦略的に取り組む施策)

「基本計画」・「まちづくり事業計画」
(基本方針に基づく施策と主な事業)



1 「地域力」再生プロジェクト

(1) 地区コミュニティ主体の地域づくり

地区コミュニティ協議会制度の導入

市民が主体となった地区づくりを促進するために、従来の地区(地区・小学校区)における連絡協議会などの機能を見直し、より充実した横断的な組織体制をめざした「地区コミュニティ協議会制度」を導入します。また、地区単位での課題や問題点を話し合いながら「地区振興計画」の自主的な策定を促進し、その課題解決のための施策・事業を実施することにより地区コミュニティ機能の活性化を図ります。

(主要事業：コミュニティ推進事業、地区振興計画策定支援事業)

地区コミュニティ活動への支援強化

(2) 地域を支える人を育てるまちづくり

生涯学習の推進

男女共同参画社会の形成

地域特性を活かした学校教育の推進

(3) 地域文化を大切にすまちづくり

文化財及び伝統芸能等の保存・継承

文化的施設の整備及び利用促進

(4) 地域が健やかで安心して暮らせるまちづくり

健康づくりの推進

救急医療・消防防災体制の充実強化

福祉サービス体制の充実強化

環境対策の充実強化

2 「都市力」創造プロジェクト

(1) 利便性の高い都市づくり

中心市街地の活性化

定住ネットワークの形成

道路・交通ネットワークの形成

新市の一体感の醸成や交流促進を図るために新市内外を結ぶ幹線道路網などのネットワークを整備します。

(主要事業:南九州西回り自動車道建設促進事業、国道・県道・市道整備、コミュニティバス運行事業等)

情報通信基盤の整備推進

各種行政手続きや広報紙の電子化等、行政サービスのレベル向上を実現するとともに、生活関連情報等を提供するなど市民生活をより便利にする施策を展開します。(主要事業:地域情報化推進事業、行政情報化推進事業、防災無線整備事業、防災情報システム整備事業等)

ネットワークサインの整備

(2) 交流拠点を活かしたまちづくり

川内駅周辺の整備推進

南九州西回り自動車道路インターチェンジ周辺の整備推進

中国・韓国及び東南アジアとの定期航路の開設

港湾機能の強化

公園・緑地・河川空間の整備推進

3 「交流活力」創生プロジェクト

(1) 産業活力を導くまちづくり

新市経済圏の創出

新市内事業者の利用促進と新市内における新しい流通体制の構築により、新市内で生産されたものを新市内で消費するという、顔の見える「地産地消」の取組みを進めます。また、これまでの農畜産物、加工特産品等の個別ブランドを基に相乗効果による総合的な新市ブランドを形成し、PRすることでブランド力の底上げと市民や地場産業の新市に対しての求心力を高めます。

(主要事業:市内事業者利用促進事業、地産地消推進事業、新市ブランド形成事業等)

企業育成・誘致の推進

新市産業の振興(農林水産業の新たな展開、商工業の振興)

(2) 市域内の連携が盛んなまちづくり

交流事業の推進(スポーツ交流、地域や地区コミュニティ間の交流、生涯学習活動の交流)

小中学校間の交流推進

(3) 市域外との交流が盛んなまちづくり

九州新幹線等を活用した交流・体験型観光の推進

国際交流の推進

6 基本計画・まちづくり事業計画

1 コミュニティを活かし地域力を育むまちづくり

(1) 地区・コミュニティを活かしたしくみづくり

施策項目	主な事業
地区コミュニティ協議会の設置	コミュニティ推進事業 市・地区（新規）
地区振興計画の策定支援	地区振興計画策定支援事業 市・地区（新規）

地区とは…現小学校区・地区のエリアのこと。
地区振興計画の趣旨

これからの地方分権の時代には、今までにも増して地区住民の発想による施策を大事にしていくことが必要であり、自己決定、自己責任、自己実現の意識を持って行動することが大切となってきます。このような考え方にに基づき、それぞれの地区を最も知っている住民自らが、それぞれの地区の特色を活かしながら地区の将来がどうあるべきかを話し合っ「地区振興計画」としてとりまとめたものを新市の総合計画の参考とするものです。

(2) コミュニティ活動等への支援強化

施策項目	主な事業
コミュニティ活動への支援	ボランティア活動支援事業 市・県 ボランティア人材育成支援事業 市・県 地域づくり活動支援事業 公共施設アダプト推進事業(新規)
市民参画の推進	広聴広報事業(再掲) 地域情報化推進事業(新規/再掲) 情報公開制度充実事業(新規/再掲) まちづくり交流センター運営事業 男女共同参画推進事業

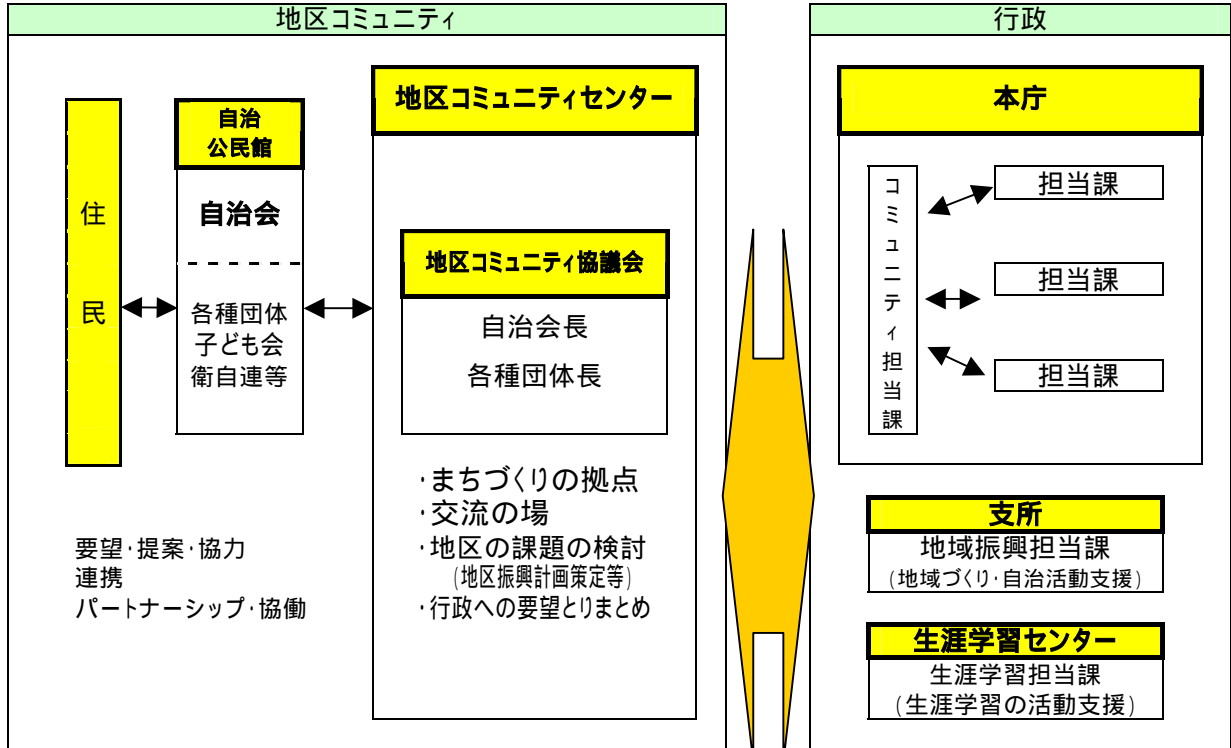
アダプトとは…

里親制度のこと。自治体が、道路や公園、ビーチなどの清掃活動を地元住民に任せる制度である。地元住民を里親に、公共施設などを養子になぞらえたもの。

(3) コミュニティ活動環境の整備

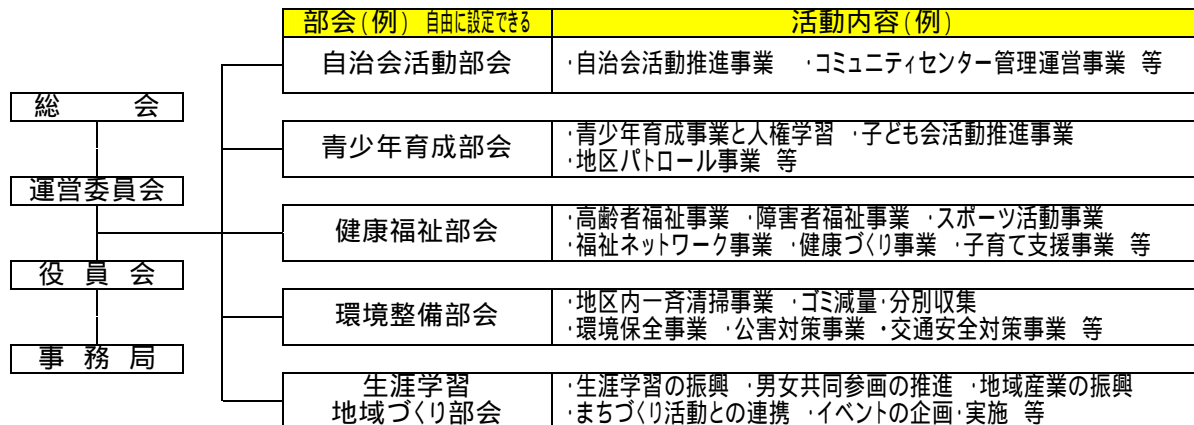
施策項目	主な事業
地区コミュニティセンターの機能強化	地区コミュニティセンター運営管理事業 地区コミュニティセンター維持修繕事業 地区コミュニティセンター整備・改修事業

地区コミュニティと行政の関係イメージ(案)



地区コミュニティ協議会は、各地区のあらゆる分野の活動を連携強化し、行政とのやり取りを行う窓口としての団体とし、これまでの地区・校区連絡協議会等の機能を更に充実した自治活動組織です。

「地区コミュニティ協議会」組織イメージ(案)



地区コミュニティ協議会に設置される部会は、各地区にある各種団体を、その内容によってまとめたもので地区のための活動を行うものです。具体的に設置する部会とその活動内容は、各地区のコミュニティで協議されるべきものです。

2 健康でともに支え合うまちづくり

(1) 保健・医療の充実

施策項目	主な事業
健康づくりの推進	健康づくり推進事業 健康づくり運動推進計画策定事業(新規) 予防接種事業 感染症予防事業 保健センター運営管理事業 保健センター維持修繕事業 老人保健事業 母子保健事業
救急医療体制の充実	地域医療対策事業 市・県 診療施設運営管理事業 診療施設維持修繕事業 診療施設整備改修事業(新規) 初期救急医療対策事業 市・県 第2次救急医療対策事業 市・県 救急患者搬送ボランティア事業 離島緊急搬送体制整備事業 市・県

(2) 社会保障の充実

施策項目	主な事業
国民健康保険の健全運営	国民健康保険事業
老人保健事業の健全な運営	老人保健事業(再掲)
介護保険事業の運営	介護保険事業
国民年金事業の推進	国民年金制度周知事業 国民年金加入促進事業

(3) 地域福祉社会の形成

施策項目	主な事業
地域福祉活動の推進	地域福祉活動事業 生活保護事業 ボランティア活動支援事業(市・県)(再掲) ボランティア人材育成支援事業 市・県(再掲)
福祉施設の機能充実	福祉施設管理運営事業 福祉施設維持修繕事業 福祉施設整備・改修事業(新規)
公共施設等のユニバーサルデザイン化	ユニバーサルデザイン推進事業(新規)

ユニバーサルデザインとは・・・

老若、健常者・障害者のわけ隔てなく誰もが利用しやすい「すべての人のためのデザイン」のこと。「障害、障害者」に対する人々の意識を変えようと、デザインにおけるバリアフリー（段差や仕切りをなくすなど障壁のない状態）の概念をより一般的にしたもの。

(4) 高齢者福祉の充実

施策項目	主な事業
高齢者の生活支援の充実	高齢者福祉事業
介護者・要介護者への支援 充実	介護保険事業(両掲) 家族介護生活支援事業
生きがい活動への支援充 実	シルバー人材センター運営事業 すこやか長寿社会運動推進事業 県

(5) 子育て支援・児童福祉の充実

施策項目	主な事業
子育て支援体制の整備及 び児童福祉の充実	児童福祉事業 子育て支援対策事業 児童虐待予防事業

ファミリーサポートセンターとは・・・

育児・介護について、援助を受けたい人(依頼人)と行いたい人(支援人)が会員となり、相互に助け合い、仕事と育児・介護を両立できる社会環境をめざすための制度である。

(6) 障害者(児)福祉の推進

施策項目	主な事業
障害者(児)福祉の充実	障害者(児)福祉事業 知的障害者福祉事業 精神障害者福祉事業
社会参加の促進	雇用・勤労者福祉対策事業

(7) 母子寡婦・父子福祉の充実

施策項目	主な事業
母子寡婦・父子福祉の充実	母子寡婦父子福祉事業

3 地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり

(1) 生涯学習の推進

施策項目	主な事業
生涯学習推進体制の構築	生涯学習推進事業 市・県 生涯学習基本構想策定事業(新規)
生涯学習ネットワークの形成	生涯学習ネットワーク事業 市・県 図書館ネットワーク事業(新規)
生涯学習関連施設の整備	生涯学習施設管理運営事業 生涯学習施設維持修繕事業 生涯学習施設整備改修事業(新規)
社会教育活動の充実	社会教育活動支援事業
青少年の健全育成	青少年健全育成事業 市・県
スポーツの振興	地域スポーツクラブ育成事業 スポーツ振興事業 市・県 運動公園運営管理事業 運動公園維持修繕事業 運動公園整備事業(新規) 屋内体育施設維持修繕事業 屋内体育施設整備改修事業(新規) 県民体育大会 県(新規)

(2) 人権の尊重

施策項目	主な事業
人権教育活動の推進	人権教育推進事業
啓発活動の推進	人権問題啓発事業

(3) 幼児・学校教育等の充実

施策項目	主な事業
幼児教育の振興	幼児教育振興事業
学校教育の充実	学校教育振興事業 市・県 教育相談対策事業 市・県 学校給食事業 高校振興対策事業
学校教育施設等の整備充実	学校施設整備改修事業 学校施設維持修繕事業 教職員住宅維持管理事業 教職員住宅整備事業
地域特性を活かした学校教育の推進	郷土教育推進事業(新規) 小学校特認校制度事業 通学対策事業
高等教育機関との連携・交流	専門教育充実事業 地域と高等教育機関との連携事業 サテライト・教室促進事業(新規)
国際化教育や情報教育などの新時代への対応	ALT・英会話指導教諭設置事業 市・県 教育用パソコン整備事業 教育ネットワーク運営事業 国際交流事業(再掲)

サテライト教室とは・・・大学等が、大学施設以外で社会人等を対象にして講義を行う分校のこと。
 LANとは・・・
 同一敷地（同一建物）内などの総合的な情報通信ネットワークのこと。コンピューター-ネットワークを基本とし、多様な情報を一括して送受・処理できるもの。（ローカルエリアネットワーク）

(4) 地域文化の保存・継承

施策項目	主な事業
文化活動の推進	文化活動推進事業 歴史文化振興事業 郷土芸能保存継承事業(新規) 文化財保護事業 清色城跡保存関連整備事業 入来麓地区伝統的建造物群保存事業
歴史・文化資源 のネットワーク化	歴史・文化ネットワーク事業(新規) 公共サイン整備事業(新規)
文化的施設の整備 及び利用促進	歴史文化施設運営管理事業 歴史文化施設維持修繕事業 歴史文化施設整備・改修事業(新規)

(5) 交流活動の推進

施策項目	主な事業
国際交流の推進	国際交流事業 国際交流員招致事業 鹿児島純心女子大学留学生支援事業 外国人受入体制整備事業
国内・地域間交流の推進	地域間青少年交流事業 市・県 (新規) 漁村留学推進事業 市・県 地域・地区団体交流事業 市・県 (新規)

4 誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり

(1) 防災・生活安全対策の充実

施策項目	主な事業
防災体制の強化	災害対策事業 原子力安全対策事業 市・県 自主防災組織等育成事業 防災行政無線整備事業(新規) 地域防災対策事業 防災情報システム整備事業(新規) 危機管理センター整備事業(新規)
消防・救急体制の充実	消防通信施設整備事業(新規) 消防無線局整備事業(新規) 消防庁舎改修事業(新規) 消防分署整備事業(新規) 消防資機材整備事業 防火水槽整備事業 消防団施設整備事業 消防団資機材整備事業 消防団活性化事業 救急患者搬送ボランティア事業(再掲) 離島緊急搬送体制整備事業 市・県 (再掲)
安全な市民生活の確保	消費生活対策事業
交通安全・防犯対策の推進	交通安全対策事業 21 市道交通安全施設整備事業(再掲) 22 県道交通安全施設整備事業 県 (再掲) 23 防犯対策事業

(2) 環境対策の充実

施策項目	主な事業
自然環境の保全及び公害対策	自然環境保全事業 公害対策事業
自然エネルギーの導入	新エネルギー推進事業(新規)
環境衛生対策の充実	環境衛生対策事業 市・県
葬斎場・墓地環境の整備	葬斎場維持管理事業 葬斎場整備改修事業(新規) 市営墓地維持修繕事業 市営墓地整備改修事業(新規)

(3) ごみ処理の充実

施策項目	主な事業
資源ごみ分別収集・リサイクルの推進	環境基本計画策定事業(新規) 資源ごみ収集・リサイクル推進事業 衛生自治組織活動支援事業 リサイクルセンター整備事業(新規)
不法投棄の防止推進	不法投棄防止事業
クリーンセンターの維持管理の強化	クリーンセンター維持修繕事業 クリーンセンター施設改修事業(新規)
最終処分場の整備	最終処分場施設整備事業(新規) ごみ処分場閉鎖事業

(4) 下水道・生活排水処理対策の推進

施策項目	主な事業
し尿処理施設の整備充実	環境センター維持修繕事業 川内環境センター施設更新事業(新規) 汚泥再生処理センター建設事業(新規)
合併処理浄化槽の整備促進	合併浄化槽整備促進事業 浄化槽市町村整備推進事業
公共下水道の計画的な整備・適正な維持管理	向田処理区公共下水道事業 永利地区下水処理事業 中甑中野地区下水道事業 鹿島地区下水道処理施設維持修繕事業
農業・漁業集落排水施設の整備・適正な維持管理	城上地区農業集落排水事業 入来中部地区農業集落排水事業 大馬越地区農業集落排水事業 祁答院中央地区農業集落排水事業 里地区農業集落排水事業 平良地区漁業集落排水事業 片野浦地区漁業集落排水事業 手打地区漁業集落排水事業(新規)

(5) 安定した水・温泉利用対策の充実

施策項目	主な事業
簡易水道の整備充実	簡易水道施設管理事業 簡易水道施設維持修繕事業 簡易水道施設整備事業
上水道の計画的な整備及び適正な維持管理	上水道施設管理事業 上水道施設維持修繕事業 上水道施設整備事業
温泉施設の整備及び適正な維持管理	温泉施設管理事業 温泉施設維持修繕事業 温泉施設整備事業(新規) 温泉分湯事業
産業用水供給体制の充実	農業振興施設維持修繕事業(再掲) 農業振興施設整備事業 市・県(再掲) 工業用水事業

5 地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり

(1) 新市経済圏の創出

施策項目	主な事業
市内事業者の利用促進	市内事業者利用促進事業(新規)
地産地消の推進	地産地消推進事業(新規) 物流拠点施設整備事業(新規)
新市ブランドの形成	新市ブランド形成事業 市・県 (新規)

(2) 農業の振興

施策項目	主な事業
安定的な農業経営の実現	農業振興推進事業 市・県 農地利用促進事業
農業公社の設立	農業公社設立事業(新規)
畜産振興対策の実施	畜産振興推進事業 畜産施設整備事業(新規) 新市ブランド形成事業 市・県 (新規/再掲)
新規作目・加工品の導入及びブランド化の推進	農畜産物活性化事業 観光物販施設運営管理事業(再掲) 地産地消推進事業(新規/再掲)
農村振興	むらづくり推進事業 県 体験学習・交流推進事業 市・県 (新規) 里地棚田保全整備事業 県
基盤整備の推進	川薩第3期広域営農団地農道整備事業 県 農道維持修繕事業 農道整備事業 市・県 農業振興施設維持修繕事業 農業振興施設整備事業 市・県 農地等防災事業 市・県

(3) 林業の振興

施策項目	主な事業
森林資源の確保	森林保全対策事業 市・県 治山事業 市・県
林業経営の高度化	林業振興対策事業 林業後継者育成対策事業 県 森林整備担い手育成確保総合対策事業 県 かごしま材利用推進事業 県
林業生産基盤の整備	林道維持修繕事業 林道整備事業 市・県

(4) 水産業の振興

施策項目	主な事業
安定的な漁業経営の実現	水産業振興推進事業 地産地消推進事業(新規/再掲) 漁業生産の担い手育成事業 県
つくり育てる漁業の推進	水産業振興推進事業(再掲) 魚礁漁場整備事業
水産加工の高度化	水産業振興推進事業(再掲) 活魚流通体制調査事業(新規)
漁村振興	子供たちの体験学習推進事業 県

漁業基盤整備の推進	漁港施設管理事業 漁港維持修繕事業 市営漁港整備事業 県営漁港整備事業 県 水産業振興施設整備事業 漁港海岸保全整備事業 県
-----------	---

(5) 商工業の振興

施策項目	主な事業
商工業団体への支援の充実、市街地活性化及び地域商店街の経営基盤強化	商工業振興対策事業 TMO運営支援事業
既存企業の活性化及び新たな企業の育成・誘致の推進	市内事業者利用促進事業(新規/再掲) 地産地消推進事業(新規/再掲) 地域企業振興事業 企業誘致事業 公共用地活用事業(新規) 産業振興構想策定事業(新規) 起業化支援推進事業(新規) 産学官連携事業(新規) 異業種交流促進事業(新規)
雇用・就業環境の充実	雇用対策事業 市・県 子供たちの体験学習推進事業 県 勤労者福祉事業 市・県 シルバー人材センター運営事業(再掲)
産業拠点整備・活用の推進	産業拠点調査事業(新規)

TMOとは・・・

中心市街地活性化法に基づき、商業関係者が組織する機関のこと。中小小売商業高度化事業構想を策定し、それを具体化した事業計画が国の認定を受けることによって、補助金や免税措置などの支援措置を受けることができる。タウンマネジメント機関ともいう。

(6) 観光の振興

施策項目	主な事業
観光資源の複合的な活用	新市ブランド形成事業 市・県 (新規/再掲) 観光振興計画策定事業(新規) 観光協会運営支援事業 観光パッケージ開発事業(新規) 観光キャンペーン事業 地域・地区団体交流事業 市・県 (新規/再掲)
スポーツ大会や合宿・コンベンション等の誘致促進	イベント・コンベンション誘致促進事業 市・民間 (新規) イベント運営促進事業 市・民間 (新規) フィルムコミッション事業 市・民間 (新規) 研究活動誘致事業(新規) 修学旅行・社会科見学誘致事業(新規)
温泉街の活性化	温泉街活性化事業(新規)
観光施設の機能充実	観光物販施設運営管理事業 観光物販施設維持修繕事業 市・民間 観光物販施設整備・改修事業 市・民間 (新規) 観光物販施設販売促進事業 市・民間 (新規) タラソテラピー施設整備事業(新規) 宿泊施設運営管理事業 宿泊施設維持修繕事業 宿泊施設整備・改修事業(新規)

6 都市力を創生するまちづくり

(1) 住環境の整備

施策項目	主な事業
公営住宅の整備、維持管理の推進	公営住宅等管理事業 公営住宅ストック改善事業 公営住宅整備事業(新規) シルバーハウジング整備事業 市・県 ウッドタウンプロジェクト推進事業 県
定住促進対策の推進	定住促進対策事業 定住体験事業 地域活性化住宅整備事業(新規) 地域活性化宅地造成事業(新規)
がけ地近接住宅の対策	がけ地近接住宅対策事業

(2) 公園緑地の整備

施策項目	主な事業
公園の適正な維持管理体制の構築	公園施設管理事業 公園維持修繕事業 公園整備事業(新規) ボランティア活動支援事業 市・県 (再掲) 公共施設アダプト推進事業(新規/再掲)
都市計画公園の整備推進	都市計画公園整備事業(新規)
観光公園の整備	観光公園施設維持修繕事業 観光公園施設整備事業(新規)
運動公園の整備	運動公園運営管理事業(再掲) 運動公園維持修繕事業(再掲) 運動公園整備事業(新規/再掲) 屋内体育施設維持修繕事業(再掲) 屋内体育施設整備改修事業(新規/再掲)

(3) 道路・交通ネットワークの整備

施策項目	主な事業
南九州西回り自動車道の早期整備の促進	南九州西回り自動車道路建設促進事業
国道 3 号、267 号、328 号の整備充実	国道 3 号整備促進事業 国道 267 号整備事業 県 国道 328 号整備事業 県
県道の整備	蘭牟田瀬戸架橋建設促進事業(新規) 川内空港道路整備促進事業(新規) 宮崎バイパス整備促進事業(新規) 県道整備事業(県) 県道交通安全施設整備事業 県 街路事業 県
市道の整備推進	市道維持修繕事業 市道整備事業(新規) 市道交通安全施設整備事業(再掲) 都市計画道路整備事業 ユニバーサルデザイン推進事業(新規/再掲)
交通サービスの強化	路線バス運行支援事業 市・県 コミュニティバス運行事業(新規) 上甕島バス運行事業 下甕島バス運行事業 海上交通対策推進事業 市・県 (新規)

(4) 市街地等の整備と拠点づくり

施策項目	主な事業
新市の中心市街地の形成	川内駅周辺地区整備事業 川内駅周辺地区土地区画整理事業 都市景観整備事業(新規) 公共施設アダプト推進事業(新規/再掲) ユニバーサルデザイン推進事業(新規/再掲) サイン計画策定事業(新規) 公共サイン整備事業(新規/再掲) 都市下水路維持修繕事業 都市下水路整備・改修事業
市内各地の市街地の整備	天辰地区土地区画整理事業 入来温泉場地区土地区画整理事業

(5) 河川等の整備

施策項目	主な事業
河川等の整備	河川水路維持修繕事業 河川改修事業 市・県 (新規) 排水路整備事業 砂防・急傾斜対策事業 市・県 海岸保全整備事業 川内川市街部改修促進事業
河川等の環境整備	親水施設整備事業 市・県 海岸環境整備事業 県

(6) 港湾施設の充実及び利用促進

施策項目	主な事業
中国・韓国及び東南アジアとの定期航路の開設	港湾利用促進事業 定期航路開設促進(ポートセールス)事業 市・県
港湾機能の強化	港湾整備事業 市・県 旅客待合所管理事業

(7) 情報通信基盤の整備

施策項目	主な事業
地域・行政情報システムの統一、本支所・出張所間のネットワークの構築及び情報化への支援	地域情報化推進事業(再掲) 行政情報化推進事業(再掲)
防災情報ネットワークの構築	防災行政無線整備事業(新規/再掲) 防災情報システム整備事業(新規/再掲)
情報通信格差への対応	移動通信用鉄塔施設整備促進事業

(8) 土地利用

施策項目	主な事業
土地利用の推進	国土利用計画策定事業(新規) 都市計画マスタープラン策定事業(新規)
用地行政の充実	土地利用対策事業 用地対策事業 未登記土地整理事業 地籍調査事業

7 みんなで進める市民参画のまちづくり

(1) 市民参画の推進

施策項目	主な事業
市民参画の推進	情報公開制度充実事業(新規/再掲) まちづくり交流センター運営事業(再掲)
広聴広報の充実	広聴広報事業(再掲) 地域情報化推進事業(新規/再掲) 行政情報化推進事業(新規/再掲)

(2) 男女共同参画社会の形成

施策項目	主な事業
男女共同参画社会の実現	男女共同参画条例策定事業(新規) 男女共同参画推進事業(再掲)

(3) 効率的な行政運営の推進

施策項目	主な事業
実効性の高い行政運営の推進	総合計画策定事業(新規) 財政計画策定事業(新規) 行政評価制度運営事業(新規) バランスシート策定事業(新規) 定数管理計画策定事業(新規) 庁舎管理・改修事業 本庁舎駐車場整備事業(新規)
電子自治体の構築	行政情報化推進事業(新規/再掲)
ネットワークサインの整備	サイン計画策定事業(新規/再掲) 公共サイン整備事業(新規/再掲)

7 新市における県事業の推進

鹿児島県の役割

鹿児島県は、新市の一体性を高めるための事業を推進するとともに、新市が南九州の拠点都市として、中核的な役割を担う地域となるための事業を支援します。

また、市町村合併特例交付金制度を活用し、合併に伴い発生する緊急かつ特殊な財政需要について、新市の一体的なまちづくりを支援します。

新市における県事業

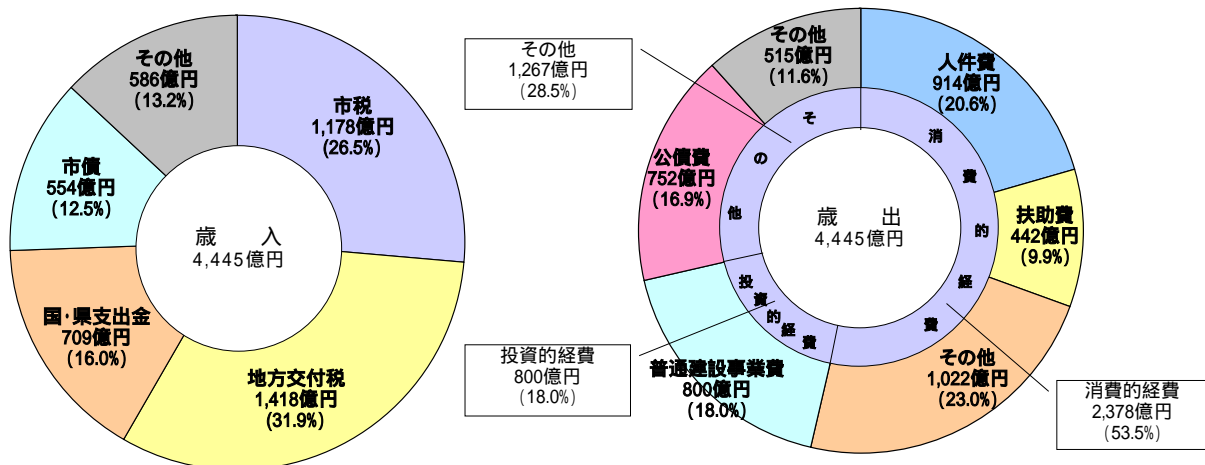
鹿児島県は、新市の施策と連携しながら事業を実施し、新市のまちづくりを積極的に支援していきます。

8 財政計画

新市の財政計画は、合併後10年間の財政運営の指針として、歳入・歳出の項目ごとに現況及び過去の実績、経済情勢、人口推移等を勘案しながら推計し、普通会計ベースで作成したものです。作成に当たっては、合併後の10年間及びこれ以降の長期的視野に立った健全な財政運営を堅持することを基本として、調整方針に基づく行政サービス・住民負担の格差是正のための経費、新市まちづくり計画の実施に必要な経費等を反映させるとともに、合併特例債等の国や県の財政支援措置を勘案し作成しています。

合併から平成26年度までの合計

予算の分類



区分		内容	
歳入	市税	地方公共団体が、その行政に要する一般経費を賄うために、その団体の住民及び企業から徴収する課徴金	
	地方交付税	地域間の税源の偏在と財政力の不均衡を是正すると共に、全ての地方公共団体に一定の行政水準を確保できるよう財源を保証するため、国が一括徴収した財源を配分するもの。	
	国庫支出金	地方公共団体の支出する特定の経費に対して国が負担する全ての支出金	
	県支出金	市町村の支出する特定の経費に対して県が負担する全ての支出金	
	市債	地方公共団体が建設事業等の財源を調達するため、国又は金融機関等から借り入れる資金で、その償還が次年度以降にわたるもの。	
歳出	消費的経費	人件費	職員等に対し勤労の対価、報酬として支払われる経費(職員給与、退職金、委員等報酬、議員報酬等)
		扶助費	各種法令に基づき被扶助者に対して支出する経費(生活困窮者、児童、老人、障害者等の援助費)
	投資的経費	普通建設事業費	道路、橋りょう、公園、学校、庁舎等公共用又は公用施設の新増設等の建設事業に要する経費
	その他	公債費	市債の元利償還に要する経費

9 市町村合併の克服課題

合併に対する懸念	取り組み内容	主要な事業
市役所・役場が遠くなってしまい、今までより不便になってしまうのではないかと？	合併後の本庁は現在の川内市役所となります。その他の町村役場は、各種窓口業務機能だけではない総合的な業務を行う支所となります。現在の支所・出張所は「出張所」として存続します。また、現在の中央公民館は「生涯学習センター」として存続します。	支所の設置 出張所の設置(合併前の支所・出張所) 防災情報システム整備事業 危機管理センター整備事業 地域情報化推進事業 行政情報化推進事業
住民の声が届きにくくなるのではないかと？	各支所に、地域づくりやコミュニティ活動担当課を配置するとともに、新市内の地区(地区・小学校区)ごとに「地区コミュニティ協議会」を設置していただき、地区単位での課題や問題点を話し合いながら、その課題解決のために行政(新市)と連携できるしくみづくりに取組みます。	コミュニティ推進事業 地区振興計画策定支援事業
中心部だけが良くなって周辺部は寂れてしまうのではないかと？	関係市町村において、これまで住民生活を支えてきた生活・産業基盤を活かしながら、道路・交通ネットワークの形成、定住対策や地域情報化を進め、各地域の均等ある発展に努めます。	総合計画策定事業 蘭牟田瀬戸架橋建設促進事業 県道整備事業 市道整備事業 コミュニティバス運行事業
各地域の歴史・文化・伝統などが失われぬかと？	これまでの愛郷心を培いながら引き続き保存・伝承の取組みを支援するとともに、新市が一体となった新たな文化の創造とネットワーク化を図ります。	文化活動推進事業 歴史文化振興事業 郷土芸能保存伝承事業 歴史・文化ネットワーク事業 図書館ネットワーク事業
市域が広がり都市としての一体感が薄くなるのではないかと？	新市の総合的なブランドづくりを進め、公共施設や観光地等の案内看板の整備を図ります。また、国際交流や国内交流に加え、地域間の交流を積極的に進めます。さらに、地元企業と地場産業の有効活用や、市民の皆様の購買・取引に關しての新市内事業者の利用促進を図ります。加えて、海洋ゾーンの水産物と田園文化ゾーンの農産物を相互に消費するなどの地産地消の推進を図り、産業活性化と一体感の醸成に取組みます。	新市ブランド形成事業 公共サイン整備事業 地域・地区団体交流事業 地域間青少年交流事業 市内事業者利用促進事業 地産地消推進事業 異業種交流促進事業
行政サービスが低下し、料金などの負担が高くなることはないかと？	事務一元化調整方針に基づき、9つの専門部会や協議会において検討・協議中です。	現在の各種行政サービスについては、サービス水準を低下させることなく住民福祉の向上が図られることを原則に調整に努めます。使用料など住民の皆様にご負担いただくものについては、負担公平の原則に立ち、できるだけ不公平感を与えないよう十分配慮します。

川薩地区法定合併協議会事務局(担当:計画班)

〒895-8650 川内市神田町3番22号(川内市役所内)

TEL0996-23-5111(内線595) FAX0996-22-6295

電子メール :info@sensatu-gappei.kagosima.jp

ホームページ:<http://www.sensatu-gappei.kagosima.jp/>